

平成 28 年度

(第 5 期)

事業報告及び計算書類等

自 平成 28 年 4 月 1 日

至 平成 29 年 3 月 31 日



株式会社 国際協力銀行

目 次

【事業報告】

事業報告	1
1 当行の現況に関する事項	1
2 株式に関する事項	11
3 新株予約権等に関する事項	11
4 役員に関する事項	12
5 会計監査人に関する事項	14
6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要	15
7 会社の支配に関する基本方針	20
附属明細書（事業報告関係）	21

【計算書類】

計算書類（株式会社国際協力銀行）	23
計算書類（株式会社国際協力銀行）の附属明細書	43
計算書類（一般業務勘定）	47
計算書類（一般業務勘定）の附属明細書	66
計算書類（特別業務勘定）	70
計算書類（特別業務勘定）の附属明細書	82

【監査報告】

1 独立監査人の監査報告書謄本	85
2 監査役会の監査報告書謄本	88
3 監査役の監査報告書謄本	90

【決算報告書】

1 決算報告書	97
2 監査役の意見書	102

【財産目録】

財産目録	103
------	-----

(注) 本報告書の計数について

(1) 単位未満の計数

件数及び金額の単位未満は切り捨てた。したがって、合計欄の計数は、内訳を集計した計数と一致しないものがある。

(2) 表示方法

単位に満たない場合は「0」と、該当数字のない場合は「-」と表示した。

事業報告

平成 28 年 4 月 1 日から

平成 29 年 3 月 31 日まで

1 当行の現況に関する事項

当期におきましては、当行は、株式会社国際協力銀行法（以下「JBIC 法」といいます。）第 11 条に定められた業務を行いました。

(1) 事業の経過及びその成果

最近の世界経済の動きを見ると、米国の金融政策正常化の影響、中国を始めとする主要新興国等の成長減速等、経済成長に対する下方リスクが依然として存在します。

こうした中、日本を取り巻く国際的な環境も、大きく変化しつつあります。資源分野では、資源小国たる我が国にとって、国際的な地政学的構造の変化を踏まえつつ、資源外交及びエネルギー協力等の総合的な取組強化を通じ、官民一体となり、自主開発比率向上による中長期的な資源・エネルギーの安定確保・開発を進めていくことは引き続き重要な課題であり、調達先国の多角化、資源国との関係強化及び調達コストの低減等に加え、我が国企業が資源価格の低下局面の好機を逃すことなく権益を取得することが出来るような取組が求められています。また、日本の産業界では、少子高齢化の進展に伴う国内需要の減少等を踏まえ、海外に収益機会を求める動きを強めています。日本の「強みのある技術・ノウハウ」を最大限に活かして、競合する先進国企業、台頭する新興国企業との国際競争を勝ち抜き、経済性（ライフ・サイクルコストの低減等）・安全性に優れた質の高いインフラ投資を推進し、我が国の力強い経済成長につなげていくために、単なる機器の輸出のみならず、設計から運営・管理までを含むシステムとしての受注や、事業投資の拡大といった多様なビジネス展開を官民一体となって推進することが重要となっています。さらに、地球環境保全と経済発展の両立を図ることが、世界共通の課題として認識される中、個別のプロジェクトにおける環境・社会配慮のみならず、我が国の高度な環境技術を活用した案件や再生可能エネルギー案件をはじめ、環境の保全・改善に繋がるようなプロジェクトの実施への期待も増しています。

このように、様々な形でグローバルな環境変化が起こる中、当行は、JBIC 法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、(1)日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、(2)日本の産業の国際競争力の維持及び向上、(3)地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、(4)国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処、の 4 つの分野の業務を行い、日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的とし、かかる分野における出融資保証案件への積極的な対応を行っております。

また、かかる目的を遂行するにあたり、当行は企業理念として、「国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展(ひら)きます。」を掲げております。これは、当行にとってのコア・バリューである、「現場主義」「顧客本位」「未来志向」の 3 つを表すものです。当行にとって、「現場主義」とは、海外プロジェクトの現場に密着し、早い段階から能動的な関与を行うことで、先駆的な付加価値を創造することであり、「顧客本位」とは、お客様の立場になって考え、その声を政策形成につなげ、独自のソリューションを提供すること、そして、「未来志向」とは、安心して豊かな未来を見据え、高い専門性を発揮し、日本と世界の持続的な発展に貢献することです。

当期、当行は、「日本再興戦略 2016 ー第 4 次産業革命に向けてー」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決

定)や「インフラシステム輸出戦略(平成28年度改訂版)」(平成28年5月23日経協インフラ戦略会議決定)、「美しい星への行動2.0(Actions for Cool Earth:ACE2.0)」(平成27年11月30日発表)等の政府施策も踏まえつつ、資源権益の取得・開発の促進、日本企業による海外M&Aの促進、インフラ案件を始めとする日本企業の海外展開等を積極的に支援してまいりました。また、「質の高いインフラパートナーシップ」等の政府施策に沿って、民間の資金・ノウハウを活用した海外インフラ事業等について、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、当行の機能を強化するものとして、平成28年5月18日に株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律が公布・一部施行されました。同年10月1日には同法律における関連規定が施行されたことを受け、海外インフラ事業を対象としてリスク・テイク機能を強化した「特別業務」を開始し、特別業務以外の業務(「一般業務」)と区分して経理しております。

具体的な支援内容として、資源権益の取得・開発に関しては、日本企業の米国での銅鉱山の権益取得のために必要な資金の融資のほか、インドネシアのガス田鉱区追加開発・天然ガス液化設備の拡張事業等を、海外M&Aに関しては、本邦金融機関向けクレジットラインを通じた日本企業による米国の脳動脈瘤治療機器開発・製造・販売事業会社やiPS細胞の開発・製造を行うバイオベンチャー企業等の買収案件等の支援を実施しました。また、インフラ分野に関しては、インドネシアでの地熱発電事業や米国での廃棄物処理・発電事業等の日本企業が事業参画する案件や、ロシアでのLNGプラント建設事業等における日本企業の機器等輸出案件等の支援を実施したほか、ASEAN諸国やメキシコ等の各国における中堅・中小企業の海外事業展開についても、現地通貨建て融資も活用しつつ積極的に支援しました。地球環境保全業務としてフィリピンの再生可能エネルギー事業やエクアドルのエネルギー効率化事業向け支援を実施しました。

特別業務の関連では、イラク政府向け変電設備一式の輸出案件に係る支援を実施しました。

こうした取組の結果、当期の出融資保証承諾額は2兆2,397億円となりました。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		第2期 (平成25年4月1日 ～平成26年3月31日)	第3期 (平成26年4月1日 ～平成27年3月31日)	第4期 (平成27年4月1日 ～平成28年3月31日)	第5期(当期) (平成28年4月1日 ～平成29年3月31日)
株式会社 国際協力銀行	経常収益	226,100	257,252	240,005	294,656
	経常利益	91,358	120,496	42,728	41,537
	当期純利益	91,366	126,187	42,772	41,612
	純資産額	2,341,312	2,460,520	2,472,367	2,507,611
	総資産	16,346,047	18,463,816	17,580,622	18,571,673
一般業務	経常収益	226,100	257,252	240,005	294,661
	経常利益	91,358	120,496	42,728	41,618
	当期純利益	91,366	126,187	42,772	41,693
	純資産額	2,341,312	2,460,520	2,472,367	2,305,278
	総資産	16,346,047	18,463,816	17,580,622	18,369,251
特別業務	経常収益	—	—	—	0
	経常利益	—	—	—	△81
	当期純利益	—	—	—	△81
	純資産額	—	—	—	202,333
	総資産	—	—	—	202,432

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 一般業務については、一般業務勘定設置の日の前日(平成28年9月30日)までは、一般業務勘定に対応する株式会社国際協力銀行の業務に係るものです。

3 特別業務勘定の平成28年度における会計年度については、平成28年10月1日から平成29年3月31日までです。

(3) 資金調達及び主要な借入先、設備投資

イ 資金調達の状況及び主要な借入先等

当期に行った資金調達及び当期末における主要な借入先及び借入額は、次のとおりです。

(イ) 主要な資金調達の状況

(単位:億円)

	主要な資金調達方法	当期調達額
株式会社国際協力銀行	借入	16,732
	うち財政融資資金他	5,305
	うち外国為替資金	11,427
	社債	11,062
	出資金	1,420
	(計)	29,214
一般業務	借入	16,732
	うち財政融資資金他	5,305
	うち外国為替資金	11,427
	社債	11,062
	出資金	895
	(小計)	28,689
特別業務	借入	—
	うち財政融資資金他	—
	うち外国為替資金	—
	社債	—
	出資金	525
	(小計)	525

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 外国為替資金及び社債に関して、当期調達額は原則調達実行時の前月末為替レートで換算した金額を計上しています。

3 社債に関して、当期調達額は当期発行額を計上しています。

(ロ) 主要な借入先等

(a) 借入金

(単位:億円)

	借入先	当期借入額	当期末残高
株式会社国際協力銀行	財政融資資金他	5,305	27,543
	外国為替資金	11,427	71,543
	(計)	16,732	99,087
一 般 業 務	財政融資資金他	5,305	27,543
	外国為替資金	11,427	71,543
	(小 計)	16,732	99,087
特 別 業 務	(小 計)	—	—

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 外国為替資金に関して、当期借入額は原則借入実行時の前月末為替レートで換算した金額を、当期末残高は平成 29 年 3 月末為替レートで換算した金額をそれぞれ計上しています。

(b) 社債

(単位:億円)

	当期発行額 〔 上段: 政府保証債 下段: 財投機関債 〕	当期末残高 〔 上段: 政府保証債 下段: 財投機関債 〕
株式会社国際協力銀行	11,062	30,715
	—	2,299
一 般 業 務	11,062	30,715
	—	2,299
特 別 業 務	—	—
	—	—

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 政府保証債(外貨建て)の当期発行額については、原則発行時の前月末為替レートで換算した金額を、当期末残高は平成 29 年 3 月末為替レートで換算した金額をそれぞれ計上しています。

(c) 出資金

(単位：億円)

	出資金の名称等	当期受入額
株式会社国際協力銀行	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	1,420
	(計)	1,420
一 般 業 務	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	895
	(小 計)	895
特 別 業 務	一般会計出資金	—
	産業投資出資金	525
	(小 計)	525

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

ロ 設備投資

当期に行った設備投資等は、次のとおりです。

(イ) 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額
1,067

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(ロ) 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額	備 考
情報システム関連 設備投資等	305	JBICnet ソフトウェア機能追加等

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

(4) 現況に関する重要な事項

当行は、JBIC 法に基づき、株式会社日本政策金融公庫から分離され、平成 24 年 4 月 1 日に設立されました。

なお、当期における主な法令等の改正及び認可等を受けた事項等は、次のとおりです。

イ 重要な法令等の改正

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 41 号）の公布・施行。

ロ 認可等を受けた事項

(イ) 役員を選任

平成 28 年 6 月 23 日の株主総会において決議、同日認可

(ロ) 政府からの借入及び社債

平成 28 年度の社債発行の基本方針を策定、平成 28 年 3 月 28 日認可

平成 28 年度の社債発行及び外国通貨長期借入金の借入れの基本方針を策定、平成 28 年 6 月 27 日認可

平成 28 年度の社債発行及び外国通貨長期借入金の借入れの基本方針の変更を策定、平成 28 年 10 月 1 日認可

平成 28 年度の社債発行及び外国通貨長期借入金の借入れの基本方針の変更を策定、平成 29 年 1 月 6 日認可

(ハ) 特別業務開始に係る事項

株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律に基づく計画書を策定、平成 28 年 9 月 30 日認可

特別業務基本方針を策定、平成 28 年 10 月 1 日認可

共通経費等の配賦基準を策定、平成 28 年 10 月 1 日承認

(5) 当行の概要

イ 沿革

平成 23 年 5 月 2 日 「株式会社国際協力銀行法」公布・施行

平成 24 年 4 月 1 日 株式会社国際協力銀行設立

平成 24 年 9 月 30 日 駐留軍再編促進金融業務を終了

平成 24 年 11 月 30 日 駐留軍再編促進金融勘定を廃止

平成 28 年 5 月 18 日 「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」公布・一部施行

平成 28 年 10 月 1 日 特別業務を開始

ロ 主要な事業の内容

当行は、日本政府が全株式を保有する政策金融機関であり、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、日本の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与す

ることを目的としています。

かかる目的のもと、当行は、当期末現在、JBIC 法第 11 条に規定する業務を行っています。

ハ 主要な営業所の状況（本店、西日本オフィス、海外駐在員事務所）

当期末における当行の主要な営業所は、本店 1、西日本オフィス 1、海外駐在員事務所 16 です。

本店 : 東京都千代田区大手町一丁目 4 番 1 号

西日本オフィス : 大阪市北区曽根崎二丁目 3 番 5 号 梅新第一生命ビルディング 10 階

海外駐在員事務所 : 北京、バンコク、ハノイ、ジャカルタ、マニラ、シンガポール、ニューデリー、モスクワ、ロンドン、パリ、ドバイ、ニューヨーク、ワシントン、ブエノスアイレス、メキシコシティ、リオデジャネイロ

ニ 主要な使用人の状況

区 分	人 数
職 員	557 名

(注) 職員数は、平成 28 年度政府関係機関予算定員を記載しており、臨時職員等を含んでいません。

ホ 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 対処すべき課題

当行における具体的な対処すべき課題は、以下のとおりです。

<中期経営計画（平成 27～29 年度）の推進>

日本は今、人口減少・少子高齢化といった構造的な課題を抱えつつも、20 年以上にわたる経済の停滞から抜け出し、力強さを取り戻しつつあります。日本経済を確実に成長軌道に乗せ、そして更に豊かな社会へと飛躍させるためには、経済全体の生産性を向上させ、「稼ぐ力」を強化していくことが不可欠です。そのための大きな鍵の一つとして、日本企業による新規事業への挑戦や国際事業展開の推進等フロンティアの開拓を通じて、日本経済の新たな成長エンジンを創り出していくことが求められています。

当行は、このような認識の下、日本経済の持続的な成長に対し一層能動的に貢献すべく平成 27～29 年度中期経営計画（中期経営計画）を策定しております。中期経営計画では、「JBIC ならではの金融仲介機能の発揮により、我が国企業の国際事業展開及び資源獲得への支援を深化し、我が国の持続的な成長に繋がる新たなビジネス機会の探索と創造に貢献する」ことを基本目標に掲げています。

中期経営計画の基本目標の下、日本政府の成長戦略、産業界の動向・ニーズや金融経済環境等を踏まえ、当行として取り組むべきと考える 5 つの業務分野を抽出しました。

① 資源分野	: 我が国企業の資源ビジネスの支援推進
② インフラ分野	: 我が国企業のインフラ海外展開の多様化・高度化への支援推進
③ 産業分野	: 世界市場における我が国産業の優位性強化・成長機会の拡大に向けた支援推進

④ 中堅中小分野	: 中堅・中小企業の海外展開支援
⑤ 環境分野	: 気候変動対策を含む地球環境保全への積極的貢献

また、当行がこれらの分野において、より高い次元で必要な機能・役割を果たすために、発揮・強化すべき組織能力として以下4つの能力を抽出しました。

● 事業実現のための金融組合力
● プロジェクトの bankability (注) の実現力 (注) 対象プロジェクトの事業や金融等のリスクを考慮した資金調達の確実性
● 情報提供・政策提言力
● 民間資金の動員力

中期経営計画では、重点的に取り組むべきと考える5つの業務分野において、上記4つの組織能力を発揮・強化して、「我が国の持続的な成長に繋がる新たなビジネス機会(国・地域、分野・セクター等)の探索と創造に貢献」すべく、「我が国企業の資源ビジネスの支援推進」、「我が国企業のインフラ海外展開の多様化・高度化への支援推進」、「世界市場における我が国産業の優位性強化・成長機会の拡大に向けた支援推進」、「中堅・中小企業の海外展開支援」、「気候変動対策を含む地球環境保全への積極的貢献」、「民間金融機関等との連携強化を通じた民間資金動員の拡充」、「特別業務による海外の社会資本整備に関する事業の支援強化」及び「出資によるリスクマネー供給強化」の8つを重点取組課題として設定しております。「民間資金動員の拡充」については、当行はこれまで民業補完の徹底に努めてきており、中期経営計画においては、民間資金の一層の拡充を図るべく、重点取組課題の一つに位置付けております。また、「特別業務による海外の社会資本整備に関する事業の支援強化」及び「出資によるリスクマネー供給強化」は、各々特別業務の開始及び政府施策を踏まえたリスクマネー供給強化等に対応するため、当期において重点取組課題に追加したものです。特別業務については、リスク管理態勢の構築・充実に向けても、取り組んでまいります。

重点取組課題
① 我が国企業の資源ビジネスの支援推進 1-1 資源の調達先の分散や安定確保に資する案件の推進 ● ホスト国政府・国営石油ガス会社・資源メジャー等との交渉力やリスク・コントロール/アロケーションの知見を活用し、資源国のカントリーリスク・テイクを行いつつ、案件形成・実現を支援。また、先端技術を活かした資源開発や、関連インフラと併せた総合的な資源開発を支援 1-2 LNG 調達コスト低減に資する案件の推進 ● LNG については、1-1 の具体的取組に加え、長期的な LNG 調達価格低減に資する案件の形成・実現を支援
② 我が国企業のインフラ海外展開の多様化・高度化への支援推進 2-1 社会インフラセクター(鉄道、水、情報通信等)への取組強化 ● 社会インフラセクターにおいて、ホスト国政府等との密接な関係や海外キープレイヤーとの交渉力を活かし、初期段階からの事業参画の枠組み整備・案件形成への関与を進めるとともに、リスク・コントロール/アロケーションの知見や様々な金融ツールを活用することに

<p>より、我が国企業によるインフラシステム展開等を支援</p> <p>2-2 電力案件の円滑な実現への取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ホスト国政府や海外キープレイヤー等に対する影響力やリスク・コントロール／アロケーションの知見、様々な金融ツールを活用し、高効率発電や再生可能エネルギー発電分野等において、従来の国・地域、手法の枠を超えて、我が国企業の先端技術の海外展開や個別プロジェクト参画を支援
<p>③ 世界市場における我が国産業の優位性強化・成長機会の拡大に向けた支援推進</p> <p>3-1 我が国の経済基盤を支える各種産業の海外事業展開に対する支援の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業の戦略策定段階からのコミュニケーションや、海外リスクテイクの強化等を通じ、我が国の経済基盤を支える各種産業の海外事業投資を通じた収益機会の更なる獲得を支援 <p>3-2 我が国の競争優位にある技術・ビジネスモデル等の海外展開支援を通じた成長産業化への貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 我が国企業が有する技術、ブランド、ビジネスモデル等の強みを活かして、海外市場における商業化や市場獲得等を通じて成長産業へと発展する成長シナリオの実現を支援
<p>④ 中堅・中小企業の海外展開支援</p> <p>中堅・中小企業の海外展開に対する JBIC の特徴を活かした支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民間金融機関とも協調しつつ、中堅・中小企業のニーズ(現地通貨建融資等)を踏まえ、中堅・中小企業の海外事業展開を通じた収益機会獲得を JBIC の特徴を活かして支援(出融資保証等承諾の他、融資相談・情報提供を含む)
<p>⑤ 気候変動対策を含む地球環境保全への積極的貢献</p> <p>気候変動対策を含む地球環境保全に資するプロジェクトへの取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国際的な議論や、我が国やホスト国政府等の当該分野の政策を踏まえ、ホスト国政府に対する影響力やリスク・コントロール／アロケーションの知見を活かしつつ、地球環境保全業務 (GREEN) その他様々な金融種類を活用することにより、気候変動対策を含む地球環境保全分野における我が国企業やホスト国政府等の取組を支援
<p>⑥ 特別業務による海外の社会資本整備に関する事業の支援強化</p> <p>特別業務による海外の社会資本整備に関する事業の支援強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」に基づき平成 28 年 10 月より新たに開始した「特別業務」を活用し、ホスト国政府との対話等を通じたリスク・コントロール及び関係当事者との適切なリスクシェアを行いつつ、更なるリスク・テイクを通じ、海外の社会資本整備に関する事業を一層支援
<p>⑦ 出資によるリスクマネー供給強化</p> <p>出資によるリスクマネー供給強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成 28 年 10 月より新たに設置した「エクイティファイナンス部門」の下、出資業務に係る機能を集約してノウハウ蓄積・専門性強化を図り、戦略的な出資業務展開を可能とするための体制整備を進めつつ、出資を通じたリスクマネーの供給を強化
<p>⑧ 民間金融機関等との連携強化を通じた民間資金動員の拡充</p> <p>民間資金動員の更なる拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 債権流動化施策推進に向けた取組の拡充

- 出資・劣後ローン・LBO ファイナンス等によるリスクマネー供給等を通じた民間資金動員の推進
- 外部金融環境の変化や個別案件の特性に応じた適切な協調融資組成の更なる推進

また、業務の重点取組課題への取り組みを支えるべく、組織・財務分野における重点取組課題を以下のとおり設定しております。

組織・財務分野の重点取組課題
⑨ リスク管理態勢の充実化と財務安定性の維持・強化 特別業務勘定におけるリスク管理態勢の構築・充実化
⑩ 組織力向上に向けた人材開発強化等
⑪ 組織運営及び事務フロー・プロセスの効率化

2 株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 5,164,000,000,000 株

発行済株式の総数 1,533,000,000,000 株

(2) 当期末株主数

1名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
財 務 大 臣	1,533,000,000,000 株	100%

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日現在

氏名	地位及び担当
近藤 章	代表取締役総裁（監査部及びエクイティファイナンス部門）
前田 匡史	代表取締役副総裁（企画・管理部門）
林 信光	代表取締役専務取締役（資源ファイナンス部門、インフラ・環境ファイナンス部門及び産業ファイナンス部門）
安間 匡明	取締役（審査・システム部門）
小泉 慎一	取締役（社外取締役）
太田 康雄	常勤監査役
五十嵐 達朗	監査役（社外監査役）
玉井 裕子	監査役（社外監査役）

- (注) 1 取締役 小泉 慎一氏は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役です。
- 2 監査役 五十嵐 達朗氏及び玉井 裕子氏は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役です。
- 3 監査役 五十嵐 達朗氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者です。
- 4 監査役 玉井 裕子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有する者です。
- 5 取締役 小泉 慎一氏の兼職については、以下（2）イをご参照ください。
- 6 当期中の役員の地位及び担当の異動の状況は以下のとおりであります。

氏名	新役職（新担当）	旧役職（旧担当）	異動年月日
近藤 章	代表取締役総裁（監査部及びエクイティファイナンス部門）	取締役（社外取締役）	平成 28 年 6 月 23 日
前田 匡史	代表取締役副総裁（企画・管理部門）	代表取締役専務取締役（営業部門に関する副総裁補佐等）	平成 28 年 6 月 23 日
林 信光	代表取締役専務取締役（資源ファイナンス部門、インフラ・環境ファイナンス部門及び産業ファイナンス部門）	[新任]	平成 28 年 6 月 23 日
安間 匡明	取締役（審査・システム部門）	取締役（企画・管理部門）	平成 28 年 6 月 23 日
小泉 慎一	取締役（社外取締役）	[新任]	平成 28 年 6 月 23 日
太田 康雄	常勤監査役	[新任]	平成 28 年 6 月 23 日
渡辺 博史	[退任]	代表取締役総裁	平成 28 年 6 月 23 日
矢島 浩一	[退任]	代表取締役副総裁（営業部門）	平成 28 年 6 月 23 日
井本 裕	[退任]	常勤監査役	平成 28 年 6 月 23 日

- 7 代表取締役総裁 近藤 章氏は、平成 28 年 6 月 22 日までカルビー株式会社社外監査役を兼職していました。

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

イ 社外役員の重要な兼職等の状況

取締役 小泉 慎一氏は、東レ株式会社顧問、株式会社大林組取締役を兼職しておりますが、兼職先と当行の間には、開示すべき関係はありません。

ロ 社外役員の主な活動状況

氏 名	取締役会等への出席状況及び発言その他の活動状況
小泉 慎一	平成 28 年 6 月 23 日就任後に開催された当期取締役会 15 回開催のうち 14 回に出席。企業経営者としての経験を生かして、議案・審議等につき必要な発言を行っています。
五十嵐 達朗	当期取締役会 20 回開催のうち 18 回に出席。 当期監査役会 16 回開催のうち 16 回に出席。 財務及び会計の専門家としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を行っています。
玉井 裕子	当期取締役会 20 回開催のうち 19 回に出席。 当期監査役会 16 回開催のうち 16 回に出席。 企業法務の専門家としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を行っています。

ハ 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
小泉 慎一	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約
五十嵐 達朗	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約
玉井 裕子	

(3) 常勤監査役の責任限定契約

太田 康雄	会社法第 427 条第 1 項及び定款の規定により、同法第 423 条第 1 項の責任について、監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約
-------	--

(4) 役員の報酬に関する事項

区 分	人 数	報 酬 等
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	94百万円 (9百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	32百万円 (16百万円)
合 計	11名	126百万円

- (注) 1 上記の報酬等の額には、取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額6百万円（取締役5百万円、監査役1百万円）が含まれています。
- 2 上記の報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額として、9百万円（取締役7百万円、監査役1百万円）を計上しています。
- 3 上記の報酬等の額以外に、当事業年度において、退任取締役及び退任監査役に対し役員退職慰労金を以下のとおり支給しています。
- 退任取締役 2名 25百万円
退任監査役 1名 6百万円
- 4 上記の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当期に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 三浦 昇 公認会計士 伊澤 賢司 公認会計士 細野 和也	93百万円	—

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。
- 2 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断を致しました。
- 3 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。なお、当行は上記記載金額とは別に、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務として、平成28年度分IFRS財務諸表に関する監査業務について45百万円の対価を支払っております。
- 4 当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、アジア、中東、中南米、米国の税務・会計制度調査業務及び米国証券取引委員会への平成28年度年次更新書類同意書発出業務等についての対価を支払っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合に、監査役会において検討いたします。

また、不再任につきましては、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会において検討いたします。

(4) 過去 2 年間の業務停止処分に関する事項

イ 処分の対象

新日本有限責任監査法人

ロ 処分の内容

平成 28 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの 3 か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

ハ 処分の理由

(イ) 他社の財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

(ロ) 同監査法人の運営が著しく不当と認められたため。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当行は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」（内部統制基本方針）を取締役会において決議し、これを実施しています。その内容及び当事業年度における運用状況の概要は次のとおりです。

(1) 取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当行は、取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、企業理念、行動原則、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する内部規程を定め、これらの内部規程を当行の取締役及び職員に周知する。

ロ 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する内部規程を遵守する。

ハ 当行は、コンプライアンスに関する責任者及びコンプライアンスを統括する部署を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。

ニ 当行は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

ホ 当行は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

ヘ 当行は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶する。

(運用状況の概要)

コンプライアンスを統括する部署である法務・コンプライアンス統括室が、遵守すべき法令等・

内部規程の制定・改廃状況のフォローや必要な見直しを実施させているほか、コンプライアンス・マニュアルの作成・配布や研修開催等を通じて、コンプライアンスに関する体制を役職員等に周知している。

また、総裁を委員長とするコンプライアンス・顧客保護等管理委員会を 11 回開催し、法令等遵守状況のモニタリングや重要事項の審議を実施しているほか、内部通報制度の整備・運営や出融資保証等取引・経費支出等における反社会的勢力への対応関連手続きを整備している。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 当行は、取締役の職務の執行に係る情報、顧客の情報その他の当行が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報の保存及び管理に関する内部規程を定める。

ロ 当行は、法令又は情報の保存及び管理に関する内部規程に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、管理する。

ハ 取締役及び職員は、情報の保存及び管理に関する内部規程に基づき、情報を適切に保存し、管理する。

(運用状況の概要)

内部規程に基づき、取締役会の議事録のほか、役職員の職務の執行に係る文書を保存・管理している。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ 当行は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合リスク管理規程その他のリスク管理に関する内部規程を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。

ロ 当行は、各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

ハ 当行は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する内部規程を定め、危機管理の態勢整備に努める。

ニ 当行は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する内部規程に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

(運用状況の概要)

統合リスク管理委員会を 14 回開催し、リスク管理計画、リスク管理の状況等に関する議論を実施したほか、BCP 委員会を 3 回開催し、当行の大規模災害発生時等の業務継続態勢の強化策に関する審議を実施した。平成 28 年 8 月に新設された情報セキュリティ委員会を 7 回開催し、情報セキュリティ対策やインシデント発生時の緊急時対応計画等の審議を実施した。また、特別業務の開始に伴いリスク管理関連の内部規程を改正した。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ 取締役会は、経営計画を策定し、適切に経営管理を行う。

- ロ 当行は、経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関又は一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。
- ハ 当行は、取締役会の決議に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる内部規程の整備を行い、職務執行を適切に分担する。
- ニ 当行は、意思決定の迅速化を図るため部門制及び執行役員制度を導入し、組織規程、決定権限規程その他の内部規程に基づき権限委譲を行う。

(運用状況の概要)

平成 27～29 年度中期経営計画を策定し、経営管理を適切に実施している。

経営会議は 35 回開催し、取締役会からの委任事項の審議・決定を実施すると共に、業務決定会議や統合リスク管理委員会等各種会議・委員会を複数開催し、経営会議からの委任事項の決定・審議を実施した。平成 28 年 10 月のエクイティファイナンス部門新設に伴い、6 つの部門及び 6 人の執行役員を設置し、内部規程に基づく権限委譲を行い意思決定の迅速化を図っている。

また、エクイティファイナンス部門の新設及び中堅・中小企業の海外展開をよりきめ細やかに支援するための産業ファイナンス部門の改編のため、関連する内部規程を整備した。

(5) 業務の適正を確保するための内部監査体制

- イ 当行は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する内部規程を定める。
- ロ 当行は、内部監査に関する重要な事項を決定又は審議するため、内部監査委員会を置く。
- ハ 当行は、被監査部門から独立し、内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。
- ニ 監査部は、内部監査に関する内部規程に基づき内部監査を行い、その結果を内部監査を担当する取締役へ報告する。
- ホ 監査部は、定期的に若しくは必要に応じて、又は取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。
- ヘ 監査部は、監査役及び会計監査人と必要な情報交換及び連携を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

(運用状況の概要)

業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する内部規程を定めると共に、内部監査委員会を 5 回開催し、年度内部監査計画の審議・決定、監査結果の報告を実施した。

また、年度内部監査計画及び監査結果について、内部監査委員会における審議・決定、報告を経た上で取締役会への報告を実施すると共に、年度内部監査計画に基づく個別監査の実施計画及び監査結果について、監査部より、内部監査を担当する取締役に対して報告した。

更に、監査部は、内部監査の効率的な実施のため監査役・会計監査人と情報・意見交換を実施した。

(6) 監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

イ 当行は、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し、職員を置く。

ロ 前イの職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。

ハ 監査役は、必要と認めるときは、事前に総裁の承諾を得て、前イの職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

(運用状況の概要)

監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し職員を配置している。

(7) 監査役の職務を補助する職員に対する指示の実効性確保及び取締役からの独立性に関する事項

イ 当行は、監査役の職務を補助する職員（以下「監査役室職員」という。）の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の同意を得る。

ロ 当行は、監査役による監査役室職員への指示の実効性を確保するため、監査役室職員に対し監査役の指示にのみ従い職務に従事させる。ただし、監査役室職員が監査役室以外の機構の職員を兼務する場合には、当行は次の各号の点を明らかにした書面により、兼務について事前に常勤監査役の同意を得る。

(イ) 常勤監査役に対し当該監査役室職員が他の機構の職員を兼務しなければならない合理的な理由を明らかにすること

(ロ) 当該監査役室職員は、監査役の職務を補助する業務に関しては、監査役の指揮命令に服し、兼務先の機構の指揮命令を受けないこと

(ハ) 当該監査役室職員が兼務先で従事し、兼務先の機構の指揮命令を受ける業務の範囲を明示的に限定すること

(ニ) 当該監査役室職員は、監査役の職務に関する情報を他の機構と共有しないこと

(ホ) 当該監査役室職員は、監査役による監査の実効性確保を妨げないよう、兼務先の機構の業務よりも監査役の職務を補助する業務を常に優先すること

(ヘ) 常勤監査役は必要と認める場合には兼務の同意を撤回することが可能であること

(運用状況の概要)

監査役の職務を補助する職員の人事考課その他の人事に関する事項の決定については、常勤監査役の同意を得る等、当該職員に対する指示の実効性確保及び取締役からの独立性を確保するための体制を整備している。

(8) 取締役及び職員が監査役に報告するための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。

ロ 取締役及び職員は、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。

ハ 当行は、前ロに基づき報告を行った取締役及び職員に対し、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを一切行わない。

(運用状況の概要)

代表取締役及び業務を執行する取締役は、担当する出融資保証等業務、資金調達、リスク管理等の状況について、監査役が出席する取締役会等において適時・的確に報告している。また、取締役及び職員が当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、監査役が出席するコンプライアンス・顧客保護等管理委員会において議論される仕組みとなっているほか、法務・コンプライアンス統括室長は、当行としての意思決定又は対外的な説明を直ちに必要とする事案又はそのおそれのある事案については、直ちに総裁、企画・管理部門担当取締役及び企画・管理部門長に報告するとともに、速やかにその内容を経営企画部その他関係部室等及び監査役に報告する体制を整備している。

また、当行は、上記に基づき報告を行った取締役及び職員に対し、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを一切行わないことを内部規程において定めている。

(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

ロ 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることもできるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。

ハ 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。

ニ 監査役は、コンプライアンスを統括する部署及び監査部に協力を求めることができる。

ホ 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

(運用状況の概要)

監査役は、取締役及び職員から適時・的確に職務の執行状況について報告を受けており、取締役会のほか、経営会議、業務決定会議、統合リスク管理委員会、コンプライアンス・顧客保護等管理委員会及び案件形成審議委員会等に出席して、必要な意見を述べているほか、総裁、法務・コンプライアンス統括室、監査部、会計監査人との間でそれぞれ会合を実施し、意見交換を行っている。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、前(9)の規定に基づき、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めた場合等監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務は当行が負担する。

(運用状況の概要)

監査役の職務の執行において生ずる費用については、監査役との協議に基づき、適切に予算を配布し、監査役の職務の執行について生じた費用又は債務については、当行がすべて負担している。

7 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

以 上

附属明細書（事業報告関係）

（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）

1. 役員について重要な兼職状況の明細
事業報告「4 役員に関する事項」に記載のとおりです。
2. 事業報告の内容を補足するその他の重要な事項
該当事項はありません。

以 上

【計算書類】

1 株式会社国際協力銀行

【株式会社国際協力銀行】

第5期末(平成29年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,526,209	借入金	9,908,705
現金	0	借入金	9,908,705
預け金	1,526,208	社債	3,301,565
有価証券	281,249	その他負債	461,442
その他の証券	281,249	未払費用	43,592
貸出金	14,309,138	前受収益	65,572
証書貸付	14,309,138	金融派生商品	332,906
その他資産	261,790	金融商品等受入担保金	18,880
前払費用	653	リース債務	3
未収収益	68,861	その他の負債	487
金融派生商品	1,972	賞与引当金	519
金融商品等差入担保金	189,920	役員賞与引当金	6
その他の資産	382	退職給付引当金	6,807
有形固定資産	27,613	役員退職慰労引当金	16
建物	2,916	支払承諾	2,384,997
土地	24,311	負債の部合計	16,064,061
リース資産	5	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	380	資本金	1,683,000
無形固定資産	2,711	利益剰余金	842,366
ソフトウェア	2,711	利益準備金	800,754
支払承諾見返	2,384,997	その他利益剰余金	41,612
貸倒引当金	△222,036	繰越利益剰余金	41,612
		株主資本合計	2,525,366
		その他有価証券評価差額金	2,468
		繰延ヘッジ損益	△20,223
		評価・換算差額等合計	△17,755
		純資産の部合計	2,507,611
資産の部合計	18,571,673	負債及び純資産の部合計	18,571,673

第5期

〔平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで〕

損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経	常 収 益	294,656
資	金 運 用 収 益	259,250
貸	出 金 利 息	253,672
有	価 証 券 利 息 配 当 金	755
預	け 金 利 息	4,822
そ	の 他 の 受 入 利 息	0
役	務 取 引 等 収 益	26,836
そ	の 他 の 役 務 収 益	26,836
そ	の 他 経 常 収 益	8,570
償	却 債 権 取 立 益	0
組	合 出 資 に 係 る 持 分 損 益	8,421
そ	の 他 の 経 常 収 益	148
経	常 費 用	253,118
資	金 調 達 費 用	177,433
借	用 金 利 息	91,175
社	債 利 息	59,420
金	利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	26,836
役	務 取 引 等 費 用	1,919
そ	の 他 の 役 務 費 用	1,919
そ	の 他 業 務 費 用	3,136
外	国 為 替 売 買 損	482
社	債 発 行 費 償 却	1,662
金	融 派 生 商 品 費 用	422
そ	の 他 の 業 務 費 用	569
営	業 経 常 費 用	16,726
そ	の 他 経 常 費 用	53,902
貸	倒 引 当 金 繰 入 額	53,855
そ	の 他 の 経 常 費 用	46
経	常 利 益	41,537
特	別 利 益	75
当	固 定 資 産 処 分 益	75
当	期 純 利 益	41,612

第5期〔平成28年4月1日から平成29年3月31日まで〕株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等			純資産 合計
	資本金	利益 準備金	利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
			その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,391,000	929,368	42,772	972,140	2,363,140	4,303	104,923	109,226	2,472,367
当期変動額									
改正法附則第3条第3項の規定に基づく 資本金への振替	150,000	△150,000		△150,000	-				-
新株の発行	142,000				142,000				142,000
準備金繰入		21,386	△21,386	-	-				-
国庫納付			△21,386	△21,386	△21,386				△21,386
当期純利益			41,612	41,612	41,612				41,612
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)						△1,835	△125,146	△126,982	△126,982
当期変動額合計	292,000	△128,613	△1,159	△129,773	162,226	△1,835	△125,146	△126,982	35,244
当期末残高	1,683,000	800,754	41,612	842,366	2,525,366	2,468	△20,223	△17,755	2,507,611

(注) 株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律(平成28年法律第41号)附則第3条の規定に基づく計画書に従って、預け金及び利益準備金150,000百万円が一般業務勘定より除外され特別業務勘定へ属することとなっております。また、特別業務勘定へ属することとなった利益準備金150,000百万円は、同法附則第3条第3項の規定に基づき、特別業務勘定の資本金に振替えられております。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～35年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行における利用可能期間（5年以内）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債

権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりますが、当事業年度末は、その金額はありません。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債等とヘッジ手段であ

る金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、主に「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号 平成 14 年 7 月 29 日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用)

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日)を当事業年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の経常利益及び当期純利益に与える影響は軽微であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額 93,732 百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額はあります。また、延滞債権額は 3,748 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 53,399 百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 182,434 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 239,582 百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。

なお、当事業年度末における未実行残高は、2,447,815 百万円であります。

7. 株式会社国際協力銀行法第34条の規定により、当行の総財産を当行の発行する全ての社債 3,301,565百万円の一般担保に供しております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 1,777 百万円

9. 偶発債務

当行は、平成24年4月1日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券210,000百万円について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を上記連帯債務の一般担保に供しております。

10. 株式会社国際協力銀行法第31条の規定により剰余金の処分に制限を受けております。

同法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされており

ます。

なお、同法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

関係会社との取引による収益

その他経常取引に係る収益総額 8,151百万円

(株主資本等変動計算書関係)

発行済株式の種類並びに総数

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,391,000,000,000	142,000,000,000	—	1,533,000,000,000

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 142,000,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、株式会社国際協力銀行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立された政策金融機関であります。

上記目的のもと、当行は、「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「事業開発等金融」(各々保証含む。)及び「出資」等を主要な業務として行っており、これらの業務を行うため、財政融資資金及び外国為替資金特別会計借入金の借入並びに社債の発行等により資金調達を行っております。金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスクを回避する目的から、デリバティブ取引を行っております。加えて、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社国際協力銀行法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

なお、政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画及び資

金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金及び貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券等であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクであります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引支援等のための金融は、その性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのものも多く、したがって、与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

したがって、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向やそれらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク(コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク)、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

ロ 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランスを含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

なお、当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジ有効性を評価しております。

ハ 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）であります。

当行では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当行は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当行は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や IMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度及び「金融検査マニュアル」に基づいた資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うとともに、定期的に「統合リスク管

理委員会」を開催し与信管理の状況をマネジメントに対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当行の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で、債務国は、IMF との間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。当行は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については、本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当行では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいのという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

ロ 市場リスクの管理

当行は、ALM によって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続等の詳細を規定しており、ALM 委員会を設置の上、ALM の実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaR 等によりモニタリングを行い、定期的に ALM 委員会に報告しております。

なお、当行における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は、以下のとおりとなっております。

(i) 為替リスク

当行で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当行では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

(ii) 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクに関して、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

a 円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っております。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

b 外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジを行っております。

(iii) 市場リスクの状況

当行は、金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっており、更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、潜在的リスクの把握等を目的として、市場リスク量 (VaR) 等を計測しております。当事業年度の当行における市場リスク量 (VaR) は、国際協力銀行法第 26 条の 2 各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において計測した市場リスク (VaR) の合算値としており、以下のとおりとなっております。なお、当行では金利リスクと為替リスクの相関度合いを考慮し計測した合算値を市場リスク量 (VaR) としております。

a 市場リスク量 (VaR) の状況 (当事業年度末)

1,521 億円

b 市場リスク量 (VaR) の計測手法

ヒストリカル法 (信頼区間 99%、保有期間 1 年、観測期間 5 年)

c VaR によるリスク管理

VaR とは、①過去の特定期間 (「観測期間」) の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、②統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率 (「信頼区間」) の下で、③一定期間 (「保有期間」) 経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

その計測にあたっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaR による市場リスク計測の有効性を確認するため、VaR 計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績の確率分布に捉われないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR 計測に伴う一般的な留意点は、以下のとおりです。

- ・ 信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。
- ・ VaR 値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、必ずしも将来時点で確率どおりに実現していくものではありません。
- ・ VaR 値は特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ニ デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注 2) 参照）。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,526,209	1,526,209	—
(2) 有価証券 その他有価証券	65,391	65,391	—
(3) 貸出金 貸倒引当金（*1）	14,309,138 △214,039		
	14,095,098	14,237,483	142,384
(4) 金融商品等差入担保金	189,920	189,920	—
資産計	15,876,619	16,019,004	142,384
(1) 借入金	9,908,705	9,973,774	65,068
(2) 社債	3,301,565	3,276,524	△25,041
(3) 金融商品等受入担保金	18,880	18,880	—
負債計	13,229,151	13,269,178	40,027
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(330,934)	(330,934)	—
デリバティブ取引計	(330,934)	(330,934)	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の

債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

その他有価証券については、取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、FRN（フローティング・レート・ノート）法により算出された価額を時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、リスクフリー・レートにデフォルト率及び保全率を加味したレートで割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から現在の貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状況は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格等によっております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（通貨スワップ及び先物外国為替予約）であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
① 非上場株式(子会社・関連会社)(*1)	4,010
② 非上場株式(子会社・関連会社以外)(*1)	76,471
③ 組合出資金(子会社・関連会社)(*2)	89,721
④ 組合出資金(子会社・関連会社以外)(*2)	45,653
合 計	215,857

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	1,526,208	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券	12,900	36,000	16,300	2	—	—
貸出金(*2)	1,452,472	3,071,094	2,941,694	2,377,777	2,499,593	1,896,815
合計	2,991,581	3,107,094	2,957,994	2,377,780	2,499,593	1,896,815

(*1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない69,689百万円は含めておりません。

(*3) 金融商品等差入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

(注4) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	1,015,293	5,033,424	2,381,587	777,000	620,900	80,500
社債	366,405	1,183,852	584,389	112,190	1,063,367	—
合計	1,381,698	6,217,277	2,965,976	889,190	1,684,267	80,500

(*1) 金融商品等受入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成 29 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

2. その他有価証券（平成 29 年 3 月 31 日）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	40,237	39,904	333
	小計	40,237	39,904	333
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	65,154	65,300	△145
	小計	65,154	65,300	△145
合計		105,391	105,204	187

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

当行は、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、平成 26 年 10 月 1 日から厚生年金基金制度を廃止し、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度へ移行しております。

当行は、確定給付型の制度として、企業年金制度（平成 26 年 10 月 1 日に厚生年金基金制度から移行）及び退職一時金制度を設けております。当行の企業年金制度は複数事業主制度であ

りますが、自社の拠出に対応する年金資産の額を、退職給付債務の比率に応じて合理的に算定できるため、関連する注記は、以下の確定給付制度の注記に含めて記載しております。

企業年金制度（積立型制度であります。）では、給与と勤務期間に基づいた年金又は一時金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。また、当行は、平成26年10月1日より確定拠出型の退職給付制度を設けております。

なお、当行は、厚生年金基金の代行部分について、平成25年4月1日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受け、平成26年10月1日に過去分返上の認可を受けております。また、当行が加入する公庫企業年金基金は、平成28年5月24日に返還相当額（最低責任準備金）の52,750百万円を前納しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

<u>退職給付債務の期首残高</u>	14,046 百万円
勤務費用	494
利息費用	18
数理計算上の差異の発生額	△154
<u>退職給付の支払額</u>	<u>△632</u>
<u>退職給付債務の期末残高</u>	<u>13,772</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

<u>年金資産の期首残高</u>	6,956 百万円
期待運用収益	106
数理計算上の差異の発生額	23
事業主からの拠出額	116
<u>退職給付の支払額</u>	<u>△238</u>
<u>年金資産の期末残高</u>	<u>6,964</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	8,703 百万円
<u>年金資産</u>	<u>△6,964</u>
	1,738
<u>非積立型制度の退職給付債務</u>	<u>5,069</u>
未積立退職給付債務	6,807
未認識数理計算上の差異	—
<u>未認識過去勤務費用</u>	<u>—</u>
<u>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</u>	<u>6,807</u>

退職給付引当金	6,807
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,807

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	494 百万円
利息費用	18
期待運用収益	△106
数理計算上の差異の費用処理額	△177
確定給付制度に係る退職給付費用	228

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	38%
株式	13
生命保険会社一般勘定	8
現金及び預金	0
代行返上に伴う返還相当額（最低責任準備金）の前納分	40
合計	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.32%
長期期待運用収益率	2.50%
予想昇給率	4.36%

3. 確定拠出制度

当行の確定拠出制度への要拠出額は24百万円であります。

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額	89,721 百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	89,721 百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額は	ありません。

(注) 当行の関連会社のうち、損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社については、除外しております。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科 目	期末残高 (注4)
主要株主	財 務 省 (財 務 大臣)	被所有 直接 100%	政 策 金 融 行 政	増資の引受(注1)	142,000	—	—
				資金の受入(注2)	1,673,239	借入金	9,908,705
				借入金の返済	1,194,214		
				借入金利息の支払	91,175	未払費用	26,210
				社債への被保証(注3)	3,071,586	—	—

(注) 1. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

2. 資金の受入は、財政投融资特別会計及び外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。

3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額	科 目	期末残高
主要株主 が議決権 の過半数 を所有し ている会 社等	独立行政 法人 国際協 力機構	なし	連 帯 債 務 関 係	連 帯 債 務	200,000 (注1、4)	—	—
	株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫				160,237 (注2、4)	—	—
					210,000 (注3、4)	—	—

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により、当行が承継した国際協力銀行既発債券に対し、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）附則第4条第1項の規定により、独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第4条第2項の規定により、独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。

2. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により、当行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）附則第46条の2第1項の規定により、株式会社日本政策金融公庫が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社日本政策金融公庫の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。

3. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を当該連帯債務の一般担保に供してあります。

4. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 1円63銭

1株当たりの当期純利益金額 0円2銭

計算書類の附属明細書

第5期	自	平成28年4月1日
事業年度	至	平成29年3月31日

株式会社国際協力銀行

1. 有形固定資産及び無形固定資産明細書

(単位：百万円、%)

資産の種類	当期首残高 (帳簿価額)	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末残高 (帳簿価額)	償却 累計額	償却 累計率
有形固定資産							
建物	2,882	222	20	168	2,916	876	23.10
土地	24,427	—	115	—	24,311	—	—
リース資産	13	—	—	8	5	39	88.41
建設仮勘定	34	296	330	—	—	—	—
その他の有形固定資産	446	100	1	165	380	861	69.38
有形固定資産計	27,804	618	467	342	27,613	1,777	
無形固定資産							
ソフトウェア	2,737	841	—	867	2,711	3,573	
無形固定資産計	2,737	841	—	867	2,711	3,573	

2. 引当金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	168,262	221,989	82	168,133	222,036
一般貸倒引当金	96,353	216,584	-	96,353	216,584
個別貸倒引当金	68,211	4	82	68,082	52
特定海外債権引当勘定	3,697	5,399	-	3,697	5,399
賞 与 引 当 金	516	519	516	-	519
役員賞与引当金	6	6	6	-	6
役員退職慰労引当金	39	9	32	-	16
計	168,824	222,524	636	168,133	222,578

(注) 当期減少額（その他）欄に記載の減少額は、それぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額 個別貸倒引当金・・・回収等による取崩額

特定海外債権引当勘定・・・洗替による取崩額

3. 営業経費明細書

(単位：百万円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	5,332
退 職 給 付 費 用	253
福 利 厚 生 費	726
減 価 償 却 費	1,209
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	175
営 繕 費	242
消 耗 品 費	153
給 水 光 熱 費	81
旅 費	1,377
通 信 費	130
広 告 宣 伝 費	2
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費	21
租 税 公 課	373
そ の 他	6,646
計	16,726

2 一般業務勘定

【一般業務勘定】

第5期末(平成29年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	1,323,789	借入金	9,908,705
現金	0	借入金	9,908,705
預け金	1,323,789	社債	3,301,565
有価証券	281,249	その他負債	461,359
その他の証券	281,249	未払費用	43,589
貸出金	14,309,138	前受収益	65,572
証書貸付	14,309,138	金融派生商品	332,821
その他資産	261,788	金融商品等受入担保金	18,880
前払費用	648	リース債務	3
未収収益	68,859	その他の負債	492
金融派生商品	1,972	賞与引当金	514
金融商品等差入担保金	189,920	役員賞与引当金	6
その他の資産	388	退職給付引当金	6,806
有形固定資産	27,613	役員退職慰労引当金	16
建物	2,916	支払承諾	2,384,997
土地	24,311	負債の部合計	16,063,972
リース資産	5	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	380	資本金	1,480,500
無形固定資産	2,711	利益剰余金	842,448
ソフトウェア	2,711	利益準備金	800,754
支払承諾見返	2,384,997	その他利益剰余金	41,693
貸倒引当金	△222,036	繰越利益剰余金	41,693
		株主資本合計	2,322,948
		その他有価証券評価差額金	2,468
		繰延ヘッジ損益	△20,137
		評価・換算差額等合計	△17,669
		純資産の部合計	2,305,278
資産の部合計	18,369,251	負債及び純資産の部合計	18,369,251

【一般業務勘定】

第5期

〔平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで〕

損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経	常 収 益	294,661
資	金 運 用 収 益	259,250
貸	出 金 利 息	253,672
有	価 証 券 利 息 配 当 金	755
預	け 金 利 息	4,822
そ	の 他 の 受 入 利 息	0
役	務 取 引 等 収 益	26,836
そ	の 他 の 役 務 収 益	26,836
そ	の 他 経 常 収 益	8,574
償	却 債 権 取 立 益	0
組	合 出 資 に 係 る 持 分 損 益	8,421
そ	の 他 の 経 常 収 益	153
経	常 費 用	253,042
資	金 調 達 費 用	177,433
借	用 金 利 息	91,175
社	債 利 息	59,420
金	利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	26,836
役	務 取 引 等 費 用	1,912
そ	の 他 の 役 務 費 用	1,912
そ	の 他 業 務 費 用	3,136
外	国 為 替 売 買 損	482
社	債 発 行 費 償 却	1,662
金	融 派 生 商 品 費 用	422
そ	の 他 の 業 務 費 用	569
営	業 経 常 費 用	16,657
そ	の 他 経 常 費 用	53,902
貸	倒 引 当 金 繰 入 額	53,855
そ	の 他 の 経 常 費 用	46
経	常 利 益	41,618
特	別 利 益	75
当	固 定 資 産 処 分 益	75
当	期 純 利 益	41,693

第5期〔平成28年4月1日から平成29年3月31日まで〕株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等			純資産 合計
	資本金	利益 準備金	利益剰余金			その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
			その他利益 剰余金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	1,391,000	929,368	42,772	972,140	2,363,140	4,303	104,923	109,226	2,472,367
当期変動額									
改正法附則第3条第1項の規定に基づく準備金の帰属		△150,000		△150,000	△150,000				△150,000
新株の発行	89,500				89,500				89,500
準備金繰入		21,386	△21,386	-	-				-
国庫納付			△21,386	△21,386	△21,386				△21,386
当期純利益			41,693	41,693	41,693				41,693
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						△1,835	△125,060	△126,896	△126,896
当期変動額合計	89,500	△128,613	△1,078	△129,692	△40,192	△1,835	△125,060	△126,896	△167,088
当期末残高	1,480,500	800,754	41,693	842,448	2,322,948	2,468	△20,137	△17,669	2,305,278

(注) 株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律(平成28年法律第41号)附則第3条の規定に基づく計画書に従って、預け金及び利益準備金150,000百万円が一般業務勘定より除外され特別業務勘定へ属することとなっております。また、特別業務勘定へ属することとなった利益準備金150,000百万円は、同法附則第3条第3項の規定に基づき、特別業務勘定の資本金に振替えられております。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第2項の規定により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	2年～35年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行における利用可能期間（5年以内）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債

権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりますが、当事業年度末は、その金額はありません。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債等とヘッジ手段であ

る金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、主に「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号 平成 14 年 7 月 29 日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

会計方針の変更

(「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用)

法人税法の改正に伴い、「平成 28 年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 32 号 平成 28 年 6 月 17 日)を当事業年度に適用し、平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度の経常利益及び当期純利益に与える影響は軽微であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額 93,732 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額はありませぬ。また、延滞債権額は 3,748 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金(貸倒償却を行つた部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 53,399 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 182,434 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行つた貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 239,582 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 当行には、貸付契約締結をもつて貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりませぬ。

なお、当事業年度末における未実行残高は、2,415,687 百万円であります。
7. 株式会社国際協力銀行法第 34 条の規定により、当行の総財産を当行の発行する全ての社債(うち、一般業務勘定の発行する社債は 3,301,565 百万円)の一般担保に供してあります。
8. 有形固定資産の減価償却累計額 1,777 百万円
9. 偶発債務

一般業務勘定は、平成 24 年 4 月 1 日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券 210,000 百万円について、連帯して債務を負つてあります。なお、株式会社国際協力銀行法附則第 17 条第 2 項の規定により、一般業務勘定の総財産を上記連帯債務の一般担保に供してあります。
10. 株式会社国際協力銀行法第 31 条の規定により剰余金の処分に制限を受けてあります。

同法第 26 条の 2 各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされてあり

ます。

なお、同法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(損益計算書関係)

関係会社との取引による収益

その他経常取引に係る収益総額 8,151百万円

(株主資本等変動計算書関係)

発行済株式の種類並びに総数

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,391,000,000,000	89,500,000,000	—	1,480,500,000,000

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 89,500,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、株式会社国際協力銀行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立された政策金融機関であります。

上記目的のもと、当行は、「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「事業開発等金融」(各々保証含む。)及び「出資」等を主要な業務として行っており、これらの業務を行うため、財政融資資金及び外国為替資金特別会計借入金の前借入並びに社債の発行等により資金調達を行っております。金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスクを回避する目的から、デリバティブ取引を行っております。加えて、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社国際協力銀行法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

なお、政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画及び資

金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金及び貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券等であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクであります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引支援等のための金融は、その性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのものも多く、したがって、与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

したがって、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向やそれらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注) ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク(コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク)、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

ロ 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランスを含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

なお、当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジ有効性を評価しております。

ハ 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）であります。

当行では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当行は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当行は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や IMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度及び「金融検査マニュアル」に基づいた資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うとともに、定期的に「統合リスク管

理委員会」を開催し与信管理の状況をマネジメントに対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当行の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で、債務国は、IMF との間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。当行は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については、本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当行では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいのという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

ロ 市場リスクの管理

当行は、ALM によって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続等の詳細を規定しており、ALM 委員会を設置の上、ALM の実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaR 等によりモニタリングを行い、定期的に ALM 委員会に報告しております。

なお、当行における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は、以下のとおりとなっております。

(i) 為替リスク

当行で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当行では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

(ii) 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクに関して、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

a 円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っております。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

b 外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジを行っております。

(iii) 市場リスクの状況

当行は、金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっており、更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、潜在的リスクの把握等を目的として、市場リスク量 (VaR) 等を計測しており、当事業年度の一般業務勘定における市場リスク量 (VaR) の状況は以下のとおりとなっております。なお、当行では金利リスクと為替リスクの相関度合いを考慮し計測した合算値を市場リスク量 (VaR) としております。

a 市場リスク量 (VaR) の状況 (当事業年度末)

1,512 億円

b 市場リスク量 (VaR) の計測手法

ヒストリカル法 (信頼区間 99%、保有期間 1 年、観測期間 5 年)

c VaR によるリスク管理

VaR とは、①過去の特定期間 (「観測期間」) の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、②統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率 (「信頼区間」) の下で、③一定期間 (「保有期間」) 経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

その計測にあたっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaR による市場リスク計測の有効性を確認するため、VaR 計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績の確率分布に捉われないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR 計測に伴う一般的な留意点は、以下のとおりです。

- ・ 信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。
- ・ VaR 値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、必ずしも将来時点で確率どおりに実現していくものではありません。
- ・ VaR 値は特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ニ デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部

署をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注 2) 参照）。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	1,323,789	1,323,789	—
(2) 有価証券 その他有価証券	65,391	65,391	—
(3) 貸出金 貸倒引当金（*1）	14,309,138 △214,039		
	14,095,098	14,237,483	142,384
(4) 金融商品等差入担保金	189,920	189,920	—
資産計	15,674,200	15,816,584	142,384
(1) 借入金	9,908,705	9,973,774	65,068
(2) 社債	3,301,565	3,276,524	△25,041
(3) 金融商品等受入担保金	18,880	18,880	—
負債計	13,229,151	13,269,178	40,027
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(330,848)	(330,848)	—
デリバティブ取引計	(330,848)	(330,848)	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

その他有価証券については、取引金融機関等から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、FRN（フローティング・レート・ノート）法により算出された価額を時価としております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を、リスクフリー・レートにデフォルト率及び保全率を加味したレートで割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から現在の貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当業務勘定の信用状況は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格等によっております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（通貨スワップ及び先物外国為替予約）であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

【一般業務勘定】

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
① 非上場株式(子会社・関連会社)(*1)	4,010
② 非上場株式(子会社・関連会社以外)(*1)	76,471
③ 組合出資金(子会社・関連会社)(*2)	89,721
④ 組合出資金(子会社・関連会社以外)(*2)	45,653
合 計	215,857

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	1,323,789	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券	12,900	36,000	16,300	2	—	—
貸出金(*2)	1,452,472	3,071,094	2,941,694	2,377,777	2,499,593	1,896,815
合計	2,789,161	3,107,094	2,957,994	2,377,780	2,499,593	1,896,815

(*1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない69,689百万円は含めておりません。

(*3) 金融商品等差入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

(注4) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	1,015,293	5,033,424	2,381,587	777,000	620,900	80,500
社債	366,405	1,183,852	584,389	112,190	1,063,367	—
合計	1,381,698	6,217,277	2,965,976	889,190	1,684,267	80,500

(*1) 金融商品等受入担保金については、返済期限についての定めがないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成 29 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

2. その他有価証券（平成 29 年 3 月 31 日）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	40,237	39,904	333
	小計	40,237	39,904	333
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	65,154	65,300	△145
	小計	65,154	65,300	△145
合計		105,391	105,204	187

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

当行は、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(持分法損益等関係)

関連会社に対する投資の金額 89,721 百万円

持分法を適用した場合の投資の金額 89,721 百万円

持分法を適用した場合の投資利益の金額はありません。

(注) 当行の関連会社のうち、一般業務勘定の損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社については、除外しております。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科 目	期末残高(注4)
主要株主	財務省 (財務大臣)	被所有 直接 100%	政策金融 行政	増資の引受(注1)	89,500	—	—
				資金の受入(注2)	1,673,239	借入金	9,908,705
				借入金の返済	1,194,214		
				借入金利息の支払	91,175	未払費用	26,210
				社債への被保証(注3)	3,071,586	—	—

(注) 1. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

2. 資金の受入は、財政投融资特別会計及び外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。

3. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

4. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額	科 目	期末残高
主要株主 が議決権 の過半数 を所有し ている会 社等	独立行政 法人国際協 力機構	なし	連帯債務 関係	連帯債務	200,000 (注1、4)	—	—
	株式会 社日本 政策金 融公庫				160,237 (注2、4)	—	—
					210,000 (注3、4)	—	—

- (注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により、当行が承継した国際協力銀行既発債券のうち、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定により、当業務勘定に整理されたものに対し、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)附則第4条第1項の規定により、独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第4条第2項の規定により、独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
2. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項の規定により、当行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券のうち、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律附則第3条第1項の規定により、当業務勘定に整理されたものに対し、株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)附則第46条の2第1項の規定により、株式会社日本政策金融公庫が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社日本政策金融公庫の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
3. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当行における各勘定単位ではなく、当行全体で負っているため、当行の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
4. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 1円55銭

1株当たりの当期純利益金額 0円2銭

計算書類の附属明細書

第5期 事業年度	自	平成28年4月1日
	至	平成29年3月31日

株式会社国際協力銀行
(一般業務勘定)

1. 有形固定資産及び無形固定資産明細書

(単位：百万円、%)

資産の種類	当期首残高 (帳簿価額)	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末残高 (帳簿価額)	償却 累計額	償却 累計率
有形固定資産							
建物	2,882	222	20	168	2,916	876	23.10
土地	24,427	—	115	—	24,311	—	—
リース資産	13	—	—	8	5	39	88.41
建設仮勘定	34	296	330	—	—	—	—
その他の有形固定資産	446	100	1	165	380	861	69.38
有形固定資産計	27,804	618	467	342	27,613	1,777	
無形固定資産							
ソフトウェア	2,737	841	—	867	2,711	3,573	
無形固定資産計	2,737	841	—	867	2,711	3,573	

2. 引当金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	168,262	221,989	82	168,133	222,036
一般貸倒引当金	96,353	216,584	-	96,353	216,584
個別貸倒引当金	68,211	4	82	68,082	52
特定海外債権引当勘定	3,697	5,399	-	3,697	5,399
賞 与 引 当 金	516	514	516	-	514
役員賞与引当金	6	6	6	-	6
退 職 給 付 引 当 金	7,090	226	510	-	6,806
役員退職慰労引当金	39	9	32	-	16
計	175,915	222,745	1,147	168,133	229,380

(注) 当期減少額（その他）欄に記載の減少額は、それぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・回収等による取崩額

特定海外債権引当勘定・・・洗替による取崩額

3. 営業経費明細書

(単位：百万円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	5,309
退 職 給 付 費 用	250
福 利 厚 生 費	722
減 価 償 却 費	1,209
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	174
営 繕 費	240
消 耗 品 費	153
給 水 光 熱 費	80
旅 費	1,371
通 信 費	129
広 告 宣 伝 費	2
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費	21
租 税 公 課	372
そ の 他	6,617
計	16,657

3 特別業務勘定

【特別業務勘定】

第5期末(平成29年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	202,419	その他負債	93
預け金	202,419	未払費用	2
その他資産	13	前受収益	0
前払費用	5	金融派生商品	85
未収収益	2	その他の負債	5
その他の資産	5	賞与引当金	4
		役員賞与引当金	0
		退職給付引当金	1
		役員退職慰労引当金	0
		負債の部合計	99
		(純資産の部)	
		資本金	202,500
		利益剰余金	△81
		その他利益剰余金	△81
		繰越利益剰余金	△81
		株主資本合計	202,418
		繰延ヘッジ損益	△85
		評価・換算差額等合計	△85
		純資産の部合計	202,333
資産の部合計	202,432	負債及び純資産の部合計	202,432

【特別業務勘定】

第5期

〔平成28年10月1日から
平成29年3月31日まで〕

損益計算書

(単位：百万円)

科 目							金 額	
経	常	収	益					0
そ	の	他	経	常	収	益	0	
	そ	の	の	経	常	収	0	
経	常	費	用					81
役	務	取	引	等	費	用	7	
	そ	の	の	役	務	費	7	
営		業		経			74	
経	常	損	失					81
当	期	純	損	失				81

第5期〔平成28年10月1日から平成29年3月31日まで〕株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金				繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余 金合計				
当期首残高	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額								
改正法附則第3条第1項の規定に基づく準備金の帰属		150,000		150,000	150,000			150,000
改正法附則第3条第3項の規定に基づく資本金への振替	150,000	△150,000		△150,000	-			-
新株の発行	52,500				52,500			52,500
当期純損失			△81	△81	△81			△81
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						△85	△85	△85
当期変動額合計	202,500	-	△81	△81	202,418	△85	△85	202,333
当期末残高	202,500	-	△81	△81	202,418	△85	△85	202,333

(注) 株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律(平成28年法律第41号)附則第3条の規定に基づく計画書に従って、預け金及び利益準備金150,000百万円が一般業務勘定より除外され特別業務勘定へ属することとなっております。また、特別業務勘定へ属することとなった利益準備金150,000百万円は、同法附則第3条第3項の規定に基づき、特別業務勘定の資本金に振替えられております。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

3. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表には、この貸付資金の未実行額は計上されておられません。

なお、当事業年度末における未実行残高は、32,127百万円であります。

2. 株式会社国際協力銀行法第34条の規定により、当行の総財産を当行の発行する全ての社債の一般担保に供しております。なお、特別業務勘定においては社債は発行していません。

3. 偶発債務

特別業務勘定は、平成24年4月1日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券210,000百万円について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、特別業務勘定の総財産を上記連帯債務の一般担保に供しております。

4. 株式会社国際協力銀行法第31条の規定により剰余金の処分に制限を受けております。

同法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第26条の2各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

(株主資本等変動計算書関係)

発行済株式の種類並びに総数

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	—	52,500,000,000	—	52,500,000,000

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 52,500,000,000株

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、株式会社国際協力銀行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産

業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立された政策金融機関であります。

上記目的のもと、当行は、「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「事業開発等金融」（各々保証含む。）及び「出資」等を主要な業務として行っており、これらの業務を行うため、財政融資資金及び外国為替資金特別会計借入金の借入並びに社債の発行等により資金調達を行っております。金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスクを回避する目的から、デリバティブ取引を行っております。加えて、余裕金の運用として保有する金融商品は、株式会社国際協力銀行法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

なお、政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画及び資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金及び貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券等であり、金融負債は、主に借入金及び社債であり、以下のリスクがあります。

イ 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクであります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引支援等のための金融は、その性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのものも多く、したがって、与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が比較的大きいことが特徴となっております。

したがって、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向やそれらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

（注）ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク）、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

ロ 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランスを含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります、原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

なお、当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジ有効性を評価しております。

ハ 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）であります。

当行では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行のリスク管理体制は次のとおりです。

イ 信用リスクの管理

当行は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先

に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当行は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局や IMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度及び「金融検査マニュアル」に基づいた資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うとともに、定期的に「統合リスク管理委員会」を開催し与信管理の状況をマネジメントに対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当行の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関にはない公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で、債務国は、IMF との間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。当行は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については、本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当行では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

ロ 市場リスクの管理

当行は、ALM によって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続等の詳細を規定しており、ALM 委員会を設置の上、ALM の実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaR 等

によりモニタリングを行い、定期的に ALM 委員会に報告しております。

なお、当行における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は、以下のとおりとなっております。

(i) 為替リスク

当行で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当行では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

(ii) 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクに関して、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

a 円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っております。ただし、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っており、金利リスクは限定的です。

b 外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として、貸付・調達ともに金利スワップを利用して変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジを行っております。

(iii) 市場リスクの状況

当行は、金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっており、更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、潜在的リスクの把握等を目的として、市場リスク量 (VaR) 等を計測しており、当事業年度の特別業務勘定における市場リスク量 (VaR) の状況は以下のとおりとなっております。なお、当行では金利リスクと為替リスクの相関度合いを考慮し計測した合算値を市場リスク量 (VaR) としております。

a 市場リスク量 (VaR) の状況 (当事業年度末)

9 億円

b 市場リスク量 (VaR) の計測手法

ヒストリカル法 (信頼区間 99%、保有期間 1 年、観測期間 5 年)

c VaR によるリスク管理

VaR とは、①過去の特定期間 (「観測期間」) の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、②統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率 (「信頼区間」) の下で、③一定期間 (「保有期間」) 経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

その計測にあたっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaR による市場リスク計測の有効性を確認するため、VaR 計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績の確率分布に捉われないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR 計測に伴う一般的な留意点は、以下のとおりです。

- ・ 信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。
- ・ VaR 値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、必ずしも将来時点で確率どおりに実現していくものではありません。
- ・ VaR 値は特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

ニ デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部署をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 29 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
現金預け金	202,419	202,419	—
資産計	202,419	202,419	—
負債計	—	—	—
デリバティブ取引（*1）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(85)	(85)	—
デリバティブ取引計	(85)	(85)	—

(*1) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

現金預け金

満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）であり、割引現在価値により算出した価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金（*1）	202,419	—	—	—	—	—

(*1) 預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(税効果会計関係)

当行は、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(関連当事者との取引関係)

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の 名称	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (注2)	科 目	期末残高 (注2)
主要株主	財 務 省 (財 務 大臣)	被所有 直接 100%	政策金融 行政	増資の引 受(注1)	52,500	—	—

(注) 1. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

2. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額	科 目	期末残高
主要株主 が議決権 の過半数 を所有し ている会 社等	株式会社 日本政策 金融公庫	なし	連 帯 債 務 関 係	連 帯 債 務	210,000 (注1、2)	—	—

(注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号の規定により、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、当行が負っている連帯債務であります。当該連帯債務は、当行における各勘定単位ではなく、当行全体で負っているため、当行の連帯債務総額を記載しております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当業務勘定の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。

2. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 3円85銭

1株当たりの当期純損失金額 0円0銭

計算書類の附属明細書

第5期	自	平成28年10月1日
事業年度	至	平成29年3月31日

株式会社国際協力銀行
(特別業務勘定)

1. 引当金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
賞 与 引 当 金	-	4	-	-	4
役 員 賞 与 引 当 金	-	0	-	-	0
退 職 給 付 引 当 金	-	2	0	-	1
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	-	0	-	-	0
計	-	6	0	-	6

2. 営業経費明細書

(単位：百万円)

区 分	金 額
給 料 ・ 手 当	23
退 職 給 付 費 用	2
福 利 厚 生 費	4
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	6
営 繕 費	1
消 耗 品 費	0
給 水 光 熱 費	0
旅 費	6
通 信 費	0
広 告 宣 伝 費	0
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費	0
租 税 公 課	0
そ の 他	29
計	74

1 独立監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月24日

株式会社国際協力銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三浦 昇 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊澤 賢司 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 細野 和也 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月24日

株式会社国際協力銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 三浦 昇 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊澤 賢司 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 細野 和也 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、株式会社国際協力銀行法第26条の3が準用する会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の一般業務勘定の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月24日

株式会社国際協力銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三浦 昇 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊澤 賢司 ㊟

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 細野 和也 ㊟

当監査法人は、株式会社国際協力銀行法第26条の3が準用する会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の特別業務勘定の平成28年10月1日から平成29年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

2 監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 5 期事業年度の株式会社国際協力銀行、株式会社国際協力銀行法第 26 条の 2 第 1 号に規定された一般業務及び同法第 13 条の 2 第 1 項に規定された特別業務に係る取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、株式会社国際協力銀行、一般業務及び特別業務の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 株式会社国際協力銀行、一般業務に係る一般業務勘定及び特別業務に係る特別業務勘定の計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 29 年 5 月 31 日

株式会社国際協力銀行 監査役会

常 勤 監 査 役 太田 康雄 ㊟

監査役（社外監査役） 五十嵐 達朗 ㊟

監査役（社外監査役） 玉井 裕子 ㊟

3 監査役の監査報告書謄本

監査報告書

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 5 期事業年度の株式会社国際協力銀行、株式会社国際協力銀行法第 26 条の 2 第 1 号に規定された一般業務及び同法第 13 条の 2 第 1 項に規定された特別業務に係る取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、株式会社国際協力銀行、一般業務及び特別業務の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 株式会社国際協力銀行、一般業務に係る一般業務勘定及び特別業務に係る特別業務勘定の計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 29 年 5 月 31 日

株式会社国際協力銀行

常勤監査役 太田 康雄 ⑩

監査報告書

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 5 期事業年度の株式会社国際協力銀行、株式会社国際協力銀行法第 26 条の 2 第 1 号に規定された一般業務及び同法第 13 条の 2 第 1 項に規定された特別業務に係る取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、他の監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、株式会社国際協力銀行、一般業務及び特別業務の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 株式会社国際協力銀行、一般業務に係る一般業務勘定及び特別業務に係る特別業務勘定の計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 29 年 5 月 31 日

株式会社国際協力銀行

監査役(社外監査役) 五十嵐 達朗 ㊟

監査報告書

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの第 5 期事業年度の株式会社国際協力銀行、株式会社国際協力銀行法第 26 条の 2 第 1 号に規定された一般業務及び同法第 13 条の 2 第 1 項に規定された特別業務に係る取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、他の監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第 100 条第 1 項及び第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、株式会社国際協力銀行、一般業務及び特別業務の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 株式会社国際協力銀行、一般業務に係る一般業務勘定及び特別業務に係る特別業務勘定の計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 29 年 5 月 31 日

株式会社国際協力銀行

監査役（社外監査役） 玉井 裕子 ⑩

【決算報告書】

平成28年度決算報告書

株式会社国際協力銀行

平成 28 年度 5030 株式会社国際協力銀行決算報告書

収 入 支 出 決 算

平成 28 年度における	
収入済額は	332,389,941,657 円
であって	
支出済額は	268,184,658,804 円
である。	
したがって、収入が支出を超過すること	64,205,282,853 円
である。	
また、一般業務勘定の決算において計上した株式会社国際協力銀行法(平成23年法律第39号)第26条の3第1項において読み替えて準用する会社法(平成17年法律第86号) 第446条の剰余金の額は	41,693,934,266 円
であったので、株式会社国際協力銀行法第31条第1項並びに株式会社国際協力銀行法施行令(平成23年政令第221号) 第6条第1項及び第2項の規定により	20,846,967,133 円
を同勘定の準備金として積み立て、残余の額	20,846,967,133 円
を国庫に納付することとして、決算を結了した。	
特別業務勘定の決算において計上した株式会社国際協力銀行法第26条の3第1項において読み替えて準用する会社法第446条の剰余金の額は	△ 81,393,691 円
であったが、株式会社国際協力銀行法第31条第2項の規定により取り崩すべき同勘定の準備金がないので、このまま決算を結了した。	
次に、収入支出決算に係る各事項の総額を示せば、下表のとおりである。	

1 収入										
収入		予 算 額			収入		収入予算額と収入済額との差			
当初	予算額(円)	予算補正追加額(円)	予算補正減少額(△)(円)	合計(円)	収入済額(円)	収入予算額(△は減)	収入済額(円)	収入予算額と収入済額との差(円)		
	858,331,466,000	0		858,331,466,000			332,389,941,657	△	525,941,524,343	
2 支出										
支出		予 算 額			予備費使用額		支出予算現額			
当初	予算額(円)	予算補正追加額(円)	予算補正減少額(△)(円)	合計(円)	前年度繰越額(円)	予備費使用額(円)	支出予算現額(円)	支出済額(円)	翌年度繰越額(円)	不用額(円)
	838,534,847,000	0		838,534,847,000	0	0	838,534,847,000	268,184,658,804	0	570,350,188,196
〔 事項別内訳 〕										
項	事 項	支出予算額(円)	前年度繰越額(円)	予備費使用額(円)	予算総則の規定による経費増額(円)	流用等増△減額(円)	支出予算現額(円)	支出済額(円)	翌年度繰越額(円)	差 引 額(円)
01	事業損金	18,935,885,000	0	0	0	0	18,935,885,000	16,062,331,303	0	2,873,553,697
	税	283,717,000	0	0	0	0	283,717,000	231,798,048	0	51,918,952
	業務委託費	2,817,712,000	0	0	0	0	2,817,712,000	1,939,053,424	0	878,658,576
	支払利息及び社債発行諸費	816,255,800,000	0	0	0	0	816,255,800,000	249,951,476,029	0	566,304,323,971
09	予備費	241,733,000	0	0	0	0	241,733,000	0	0	241,733,000

[収入支出決算額]

1 収入

款・項・目	収入予算額(円)	収入済額(円)	収入予算額と収入済額との差(円)	増減理由
0100-00 事業益金				
0101-00 事業益金	690,412,023,000	223,832,516,980	△ 466,579,506,020	
0101-01 貸付金利息	684,726,795,000	219,944,971,846	△ 464,781,823,154	貸付金の貸付利回りが予定を下回ったこと等のため
0101-02 保証料	5,685,228,000	3,887,545,134	△ 1,797,682,866	支払承諾に係る収入が予定より少なかったため
0200-00 雑収入	167,919,443,000	108,557,424,677	△ 59,362,018,323	
0201-00 運用収入				
0201-01 運用収入	4,749,062,000	4,750,370,528	1,308,528	
0202-00 雑収入	163,170,381,000	103,807,054,149	△ 59,363,326,851	
0202-02 労働保険料被保険者負担金	24,232,000	18,658,979	△ 5,573,021	労働保険料の被保険者負担金が予定より少なかったため
0202-01 雑収入	163,146,149,000	103,788,395,170	△ 59,357,753,830	受入雑利息の収入が少なかったこと等のため
収入合計	858,331,466,000	332,389,941,657	△ 525,941,524,343	

2 支 出

項 目	支出予算額 (円)	前 年 繰 越 額 (円)	予 備 費 額 (円)	予 算 総 則 の 規 定 に よ る 経 費 増 額 (円)	流 増 △ 減 額 (円)	支出予算現額 (円)	支 出 済 額 (円)	翌 年 繰 越 額 (円)	不 用 額 (円)	備 考
01 事業損金	838,293,114,000	0	0	0	0	838,293,114,000	268,184,658,804	0	570,108,455,196	不用額を生じたのは、外国為替資金借入金及び支払難利息の利率が予定を下回ったこと等により、支払利息を要することが少なかったこと等のため
1-01 役員給	128,048,000	0	0	0	0	128,048,000	126,788,458	0	1,259,542	
1-02 職員基本給	2,899,268,000	0	0	0	0	2,899,268,000	2,839,841,545	0	59,426,455	
1-03 職員諸手当	2,379,336,000	0	0	0	0	2,379,336,000	2,000,507,445	0	378,828,555	
1-04 超過勤務手当	367,168,000	0	0	0	0	367,168,000	331,028,786	0	36,139,214	
1-05 休職者給与	88,644,000	0	0	0	0	88,644,000	42,990,601	0	45,653,399	
1-06 退職手当	627,590,000	0	0	0	0	627,590,000	427,106,760	0	200,483,240	
5-07 諸支出金	947,369,000	0	0	0	0	947,369,000	802,715,096	0	144,653,904	
2-08 旅費	1,453,643,000	0	0	0	0	1,453,643,000	1,385,719,031	0	67,923,969	
3-09 業務諸費	9,947,674,000	0	0	0	0	9,947,674,000	8,087,197,849	0	1,860,476,151	
9-10 交際費	405,000	0	0	0	0	405,000	0	0	405,000	
9-11 債権保全費	96,740,000	0	0	0	0	96,740,000	18,435,732	0	78,304,268	
3-12 税金	283,717,000	0	0	0	0	283,717,000	231,798,048	0	51,918,952	
5-13 業務委託費	2,817,712,000	0	0	0	0	2,817,712,000	1,939,053,424	0	878,658,576	
9-14 支払利息	813,014,149,000	0	0	0	0	813,014,149,000	247,708,372,145	0	565,305,776,855	
3-15 社債発行諸費	3,241,651,000	0	0	0	0	3,241,651,000	2,243,103,884	0	998,547,116	
09 予備費 (9-...)	241,733,000	0	0	0	0	241,733,000	0	0	241,733,000	
支 出 合 計	838,534,847,000	0	0	0	0	838,534,847,000	268,184,658,804	0	570,350,188,196	

株式会社国際協力銀行法（平成 23 年法律第 39 号）第 27 条第 1 項の規定による監査役の意見

平成 28 年度決算報告書は、適正なものとして認めます。

平成 29 年 5 月 31 日

株式会社国際協力銀行

監査役 太田 康雄 印

監査役 五十嵐 達朗 印

監査役 玉井 裕子 印

【一般業務勘定】

財産目録（平成29年3月31日現在）

摘要	金額 (円)	摘要	金額 (円)
(資産の部)		有形固定資産	
現金預け	1,323,789,323,486	建物	27,613,485,331
現金預け	30,000	土地	2,916,267,384
銀行等預け	1,323,789,293,486	資産	24,311,827,962
外貨預け	798,446,644,943	その他有形固定資産	5,151,358
外貨預け	525,342,648,543	事業用固定資産	380,238,627
有価証券		無形固定資産	
その他の証券		ソフトウェア	2,711,429,321
出資	281,249,681,125	支払引当金	2,384,997,248,193
外貨株式	520,447,129	貸倒引当金	△ 222,036,454,123
外貨株式	134,854,803,543	資産合計	18,369,251,027,471
外国債	80,486,639,610		
外国債	65,387,790,843		
貸出			
証書貸付	14,309,138,010,051		
その他	261,788,304,087		
前払費用	648,333,245		
未収収益	68,859,595,876		
未収貸付金	66,194,854,277		
未収保証料	609,921,389		
未収受入手数料	603,496,500		
未収預け金	414,958,654		
未収外国債券利息	177,654,537		
その他の未収利益	858,710,519		
金融派生商品	1,972,346,925		
金融商品等差入担保金	189,920,000,000		
その他の資産	388,028,041		
仮払	174,540,310		
その他の資産	213,487,731		

【一般業務勘定】

摘要		摘要		金額 (円)	金額 (円)
(負債の部)					
借入金	金				
	口				332,821,327,005
借入金	379	9,908,705,732,822	金融商品	金融商品	18,880,000,000
外国為替資金	326	7,154,364,732,822	リース受入	リース受入	3,957,985
財政融資資金	53	2,754,341,000,000	その他の負債	その他の負債	492,651,759
社債	31	3,301,565,778,905	仮受金	仮受金	475,634,560
		461,359,855,974	未払金	未払金	17,017,199
その他の負債		43,589,441,990	賞与引当金	賞与引当金	514,751,764
未払費用		26,210,075,790	役員賞与引当金	役員賞与引当金	6,541,067
未払借入金		17,018,950,724	退職給付引当金	退職給付引当金	6,806,208,870
未払社債利息		360,415,476	役員退職慰勞引当金	役員退職慰勞引当金	16,393,478
その他の未払費用		65,572,477,235	支払承当	支払承当	2,384,997,248,193
前受収益			負債合計	負債合計	16,063,972,511,073
			正味財産	正味財産	2,305,278,516,398

【特別業務勘定】

財 産 目 録 (平成29年3月31日現在)

摘 要	金 額 (円)	摘 要	金 額 (円)
(資産の部)			
現金預け			
銀行等預け			
その他の資産		日本銀行外1行	
前払収	202,419,679,060		
未収	13,254,416		
その他の未収	5,447,719		
その他の資産	2,354,782		
その他の資産	5,451,915		
資産合計	202,432,933,476		

【特別業務勘定】

摘 要	金 額 (円)	摘 要	金 額 (円)
(負債の部)			
その他の費用	93,494,977		
未払の未払費用	2,730,551		
前受の未払費用	32		
金融派生の負債	85,265,269		
その他の未払	5,499,125		
賞与引当金	4,418,136		
役員賞与引当金	56,142		
退職給付引当金	1,579,099		
役員退職慰労引当金	44,082		
負債合計	99,592,436		
正味財産	202,333,341,040		